

### 第3回WGに向けた検討用資料（補足資料）

先日送付した検討用資料のうち、2 未検討の課題（上記で提案済みのものを除く）で、新たに提案した「(3) 合理的配慮の義務化に伴う支援策について」につきまして、日野市の事例をあげたところですが、多摩市の条例でも合理的配慮の提供を支援する規定があり、次年度予算で補助制度の立ち上げを検討中とのことでした。また、補助制度を実施する先進事例として、明石市も参考あげられます。

#### 【他市の比較】

- ・ 日野市（市の責務）

「市は、市民及び事業者がこの条例に基づいて行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。」を根拠に、詳細は要綱で定めている。

- ・ 多摩市（合理的配慮の提供）

「市は、市民及び事業者による合理的配慮の提供を促進するため、合理的配慮の提供を支援する施策を講ずるものとする。」

- ・ 明石市（合理的配慮の提供支援に関する施策の実施）

「市は、市民、事業者及び行政機関等が合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施するものとする。」

↓

#### 【共通する文言】

補助制度を意味する共通の文言として「支援」が盛り込まれている。

今回の改正に当たっては、改正の必要なところにしぼって改正するという方向性があるので、市の責務ではなく、合理的な配慮の条項に、第3項を設けて「必要な支援」を規定することを提案する。

↓

#### 【新たな提案】

##### 第8条

- 3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

※ 他の条項（相互理解の促進・教育）と言い回しをそろえ、「…できるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。」とした。

※ 「必要な」については、3年程度経過することを目安に、一定の効果が見られた際に、補助制度を廃止することができることを想定。

※ 支援の対象は、他市の事例に倣い、市民及び事業者としているが、改正により義務化するの**は事業者のみ**であることから、事業者のみとすべきか検討が必要。